

社会福祉法人 至誠学舎東京
吉祥寺ナーシングホーム指定居宅介護支援事業所
居宅介護支援サービス
利用契約書

_____様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人 至誠学舎東京吉祥寺ナーシングホーム指定居宅介護支援事業所（以下「事業者」といいます。）とは、次のとおり居宅介護支援サービス利用契約を締結します。

第 1 条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法及び関係法令の趣旨を遵守し、地域住民との交流や連携を積極的に図るとともに、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が住み慣れた地域で、可能な限りその居宅において、個人の尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の原案を作成し、指定居宅サービス、保健医療サービス、福祉サービス、その他のサービス等（以下「指定居宅サービス等」といいます。）の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、その他の事業者、関係機関等（以下「サービス提供事業者等」といいます。）との連絡調整その他の便宜を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスについての料金を支払うものとします。

第 2 条（契約期間）

この契約の期間は、契約締結の日より利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約期間満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合は、次の要介護認定の有効期間満了日までを新たな契約期間として、この契約は自動更新されるものとします。

第 3 条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

- 2 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者及びその補助人・保佐人・後見人（以下、「後見人等」といいます。）並びに利用者の家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 4 条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を担当介護支援専門員に遵守させ、居宅サービス計画の原案を作成します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して、「課題分析標準項目」に基づいて情報を収集し、利用者の希望及び解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域におけるサービス提供事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正中立かつ適正に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービス提供上の留意点等を明記

した居宅サービス計画の原案を作成します。

- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について利用者及び後見人等並びに利用者の家族等に説明します。
- (5) サービス担当者会議を経て利用者及び後見人等並びに利用者の家族等に同意を得た居宅サービス計画を、利用者及び後見人等並びに利用者の家族等及びサービス提供事業者等へ交付します。
- (6) その他、居宅サービス計画の作成に関する必要な支援を行います。

2 利用者は、適切な居宅サービス計画作成のため、利用者の病歴、家族歴、生活歴、職歴等必要な情報を事業者から聴取されることに同意します。

3 区市町村、地域包括支援センター等から、地域ケア会議への事例提供の要請があった場合、協力します。

第 5 条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を担当介護支援専門員に遵守させます。

- (1) 月に1回以上利用者の居宅を訪問し、面接します。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービス等が提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第 6 条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者及び後見人等並びに利用者の家族等双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第 7 条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第 8 条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第 9 条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介その他の支援をします。

第 10 条（サービス提供の記録）

事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、この契約終了後2年間保管します。

2 利用者及び後見人等並びに利用者の家族等は、事業者の定める個人情報保護規程に則り、事業所の相談窓口受付時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項

の記録を閲覧することができます。

- 3 利用者及び後見人等並びに利用者の家族等は、事業者の定める個人情報保護規程に則り、当該利用者に関する第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、交付に際しては、事業者は利用者及び後見人等並びに利用者の家族等に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 4 利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援サービスの料金規定は「契約書別紙」のとおりです。

- 2 事業者は、利用者及び後見人等並びに利用者の家族等に対して、介護保険給付体系の変更またはサービス体系に変更があった場合、予め利用者及び後見人等並びに利用者の家族等に対し、変更後の説明を行い、サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 3 利用者及び後見人等並びに利用者の家族等が料金の変更に同意する場合は、新たな料金に基づく「契約書別紙」を作成し、お互いに取り交わします。料金の変更に同意することができない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第12条（契約の終了）

利用者は、30日の予告期間において事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が30日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日の予告期間において理由を記載した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 次の事由に該当した場合、利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
 - (3) 事業者が利用者及び後見人等並びに利用者の家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- 4 事業者は、利用者及び後見人等並びに利用者の家族等が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、事由(1)については、当該事由が発生した日から6ヶ月後に契約を終了するものとし、その間に当該事由が解消された場合はこの契約は継続されます。
 - (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - (2) 入院等でサービスの利用が6ヶ月以上ない場合
 - (3) 利用者の要介護認定区分が、要支援1・2または自立（非該当）と認定された場合

(4) 利用者が死亡した場合

第13条 (秘密保持・個人情報保護等)

事業者の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び後見人等並びに利用者の家族等に関する個人情報等の秘密を、正当な理由なく第三者へ漏洩しません(以下「守秘義務」といいます。)。この守秘義務は、契約終了後も継続するものとします。

- 2 事業者は、事業者の職員が退職後も守秘義務を果たすよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び後見人等並びに利用者の家族等の同意に基づき、サービス提供事業者及び地域包括支援センター、サービス担当者会議及び地域ケア会議等に必要情報を提供することができるものとします。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法及び介護保険法等の定める通報をすることができるものとし、この場合は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第14条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に、損害を及ぼした場合には、利用者に対して、その損害を賠償します。

- 2 事業者は、利用者及び後見人等並びに利用者の家族等が、故意または重大な過失により、事業者、職員等に損害を及ぼした場合、利用者に対して、その損害を賠償請求することがあります。

第15条 (事故・緊急時等の対応)

事業者は、利用者の居宅を訪問している際等に、事故が発生した場合、利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は、予め届け出られた緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに、かかりつけの医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

- 2 利用者の居宅を訪問している際等に、事故が発生した場合、事業者は、東京都、保険者が定めた事故報告基準に基づき保険者等に報告します。

第16条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者及び後見人等並びに利用者の家族等からの相談、要望、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の相談、要望、苦情等に対し迅速に対応します。

- 2 窓口は「契約書別紙」のとおりです。

第17条 (裁判管轄)

利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となった場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

第18条 (本契約に定めのない事項)

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

居宅介護支援サービス 契約書別紙

居宅介護支援 利用料金

居宅介護支援費

平成27年 4月 1日改定

| | | 算定項目 | | 介護報酬額 | 利用者負担額 | |
|--|------------------|--------------------------|----------|----------|---------|-------|
| | | | | | | |
| 保険 給付 内 介護 サ ー ビ ス 利 用 料 | 基本 料 金 | 居宅介護支援費（Ⅰ） （1月あたり） | 要介護1・2 | 11,514 円 | ありません | |
| | | | 要介護3・4・5 | 14,950 円 | ありません | |
| | | 居宅介護支援費（Ⅱ） （1月あたり） | 要介護1・2 | 5,757 円 | ありません | |
| | | | 要介護3・4・5 | 7,480 円 | ありません | |
| | | 居宅介護支援費（Ⅲ） （1月あたり） | 要介護1・2 | 3,458 円 | ありません | |
| | | | 要介護3・4・5 | 4,486 円 | ありません | |
| | 加 算 料 金 | 初回加算 | | 1月につき | 3,315 円 | ありません |
| | | 特定事業所加算（Ⅰ） | | 1月につき | 5,525 円 | ありません |
| | | 特定事業所加算（Ⅱ） | | 1月につき | 4,420 円 | ありません |
| | | 特定事業所加算（Ⅲ） | | 1月につき | 3,315 円 | ありません |
| | | 入院時情報連携加算（Ⅰ） | | 1回につき | 2,210 円 | ありません |
| | | 入院時情報連携加算（Ⅱ） | | 1回につき | 1,105 円 | ありません |
| | | 退院・退所加算 | | 1回につき | 3,315 円 | ありません |
| | | 小規模多機能型居宅介護 事業所連携加算 | | 1回につき | 3,315 円 | ありません |
| | | 看護小規模多機能型居宅介 護事業所連携加算 | | 1回につき | 3,315 円 | ありません |
| | | 緊急時等居宅カンファレンス加算 | | 1回につき | 2,210 円 | ありません |

- ※ 要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。
- ※ 介護保険料の滞納等により、介護報酬額が事業者へ直接支払われない場合は、一旦、介護報酬額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を区市町村の窓口へ提出しますと、全額払戻しが受けられます。

| ス 外 保 利 サ ー ビ ス 利 用 料 給 付 | 項 目 | 条件 | 利用料金 | |
|---|----------------------------|------------------|-------------|----|
| | 交 通 費 | 通常の実施地域 内にお住まいの方 | | 無料 |
| | | 通常の実施地域 外にお住まいの方 | | 実費 |
| 解 約 料 | 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合 | | 介護報酬額 全額 | |